

岩手県告示第690号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称		所在地	担当する医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
調剤薬局ツルハドラック 下ノ橋店	下ノ橋薬局	盛岡市下ノ橋町7番31号	薬局	平成20年8月1日